

【今回の変更点】

〔全子連 安全共済会 ネット手続きの変更について〕

R5.10.12

№6/

現行		変更内容および手続詳細
単位子ども会情報の所属団体名、契約者名の訂正		
訂正不可		訂正可に変更しました。 都道府県・政令指定都市子連、市区町村等子連より全子連あてメールにて変更・訂正依頼をしてください。 い。（全子連アドレス kyosai-net@kodomo-kai.or.jp）
単位子ども会情報の学区・地区名、単位子ども会コードの訂正		
訂正不可		訂正可に変更しました。 単位子ども会にてログイン後の画面上段に表示されている「お問い合わせ」より全子連あて変更・訂正依頼をしてください。
加入者情報の削除（登録後 30 日以上経過したとき）		
「お問い合わせ」から削除依頼もしくは変更届を提出する。		「お問い合わせ」からのみの対応に変更しました。 ログイン後、削除する加入者の備考欄に削除と入力し、画面上段に表示されている「お問い合わせ」より全子連あて削除依頼をしてください。 ただし、共済掛金入金済の場合は削除できませんので必ず入金状況を確認してご連絡ください。
単位子ども会のすべてのデータの削除		
代表者の本人確認をして個別に対応		取扱いを明確にしました。（ログインの「お問い合わせ」対応で本人確認を不要になりました。） 単位子ども会にてログイン後の画面上段に表示されている「お問い合わせ」より全子連あて「すべてのデータ削除希望」と依頼をしてください。

いずれの場合も変更・訂正・削除手続きが完了しましたら、当方より依頼先にメールにてご連絡いたします

25.10.12.

転入時の対応

備考欄に転入内容を入力後、変更届にて連絡する。	変更届の提出を不要としました。 ログイン後の加入者情報に追加手続きをし、備考欄に「○/○付にて〇〇市子連、〇〇子ども会から転入」と入力して保存してください。 保存完了後「お問い合わせ」より「転入手続き完了」と入力し、「送信」してください。 全子連から都道府県・政令指定都市子連に転入連絡をしますので、貴方より市区町村等子連にご連絡してください。 転入者の共済掛金等・都道府県・政令指定都市子連等会費については所属の都道府県・政令指定都市子連・市区町村等子連にご確認いただくよう「お知らせ」に掲載しております。 (ネットシステム変更マニュアルにも掲載しています。)
-------------------------	---

上記の変更にとまなく共済様式>09 変更届(ネット加入用)は廃止となります。

市区町村等子連のハンマード用ユーザーID・PW 発行依頼

共済様式>10にて発行依頼をする。	全子連 HP からの発行依頼に変更しました。 登録が完了しましたら全子連から都道府県・政令指定都市子連、市区町村等子連にメールにてご連絡いたします。 上記の変更にとまなく共済様式>10 ハンマード用 ユーザーID・PW 発行依頼書は廃止となります。
-------------------	--

市区町村等子連の変更手続きについて

共済様式>08 変更届を提出する。	ネットシステムを導入している市区町村等子連の変更手続きが全子連 HP から可能になりました。 変更完了については、都道府県・政令指定都市子連・市区町村等子連(ご連絡いただいたメールアドレス)に全子連よりご連絡いたします。 ハンマード用ユーザーID・PW を発行していない市区町村等子連は従来どおり共済様式>08 変更届(市区町村等子連用)を都道府県・政令指定都市子連経由で全子連あてご連絡ください。
-------------------	---